

津市監査委員告示第 1 1 号

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、津市長及び津市農業委員会会長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

津市監査委員 岡 部 高 樹
 同 平 岡 益 生
 同 永 田 正
 同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

平成 1 9 年 8 月 2 8 日付津市監査委員告示第 8 号公表分

監査対象部局等	総務部 総務課
<p>【監査の結果】</p> <p>市史編さんは専門的な知識を要する業務であり、かつ、合併前の旧市町村における市町村史は、編さん時期や資料の整備状況等が異なることから、大変困難な作業であるが、今後、関係部局との連携を図り、できるだけ速やかに編さん方針の構築に取り組みれるとともに、広く関係資料の収集及び整理、目録等の整備が行われるよう期待するものである。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>市史編さんを行っていくにあたり、旧市町村の歴史的・文化的資料の散逸が懸念されることから、当分の間、旧津市に係るものについては各担当課において、その他の旧市町村に係るものについては、各総合支所において保管することとし、保管に係る考え方等については、総務部総務課が総括することとしています。</p>
監査対象部局等	総務部 情報企画課
<p>【監査の結果】</p> <p>情報化推進事業として、平成 1 8 年 1 0 月に津市電子自治体構築計画を策定されているが、今後、同計画に定める電子申請システム、GIS（地理情報システム）、統合型文書管理システム、</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>GIS（地理情報システム）の導入にあたっては、平成 1 9 年 1 1 月 1 日より稼働しました。</p>

<p>電子入札システムの導入にあたっては、庁内各課との十分な調整を図り、円滑な実現に努められたい。</p>	
<p>監査対象部局等</p>	<p>財務部 契約財産課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>本庁舎に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり(納入通知書の発行の日から15日以内)に定められていなかったもので指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>行政財産使用料の納付期限については、津市会計規則の規定どおり(納入通知書の発行の日から15日以内)に改めました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>市民部 市民課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>窓口で収納された手数料について、指定金融機関への払い込みが遅れているものが見受けられたので指導した。</p> <p>出張旅費において計算誤り(日当の減額調整漏れ)があったので適正に処理するよう指導した。</p> <p>青谷地区環境保全協議会補助金については、申請者において交付申請や実績の内容などをより詳細に記載する旨、指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>窓口で収納された手数料について、金融機関への払い込みが遅れているのご指摘につきましては、速やかに事務処理を行うよう措置しました。また、今後につきましても、公金収納を適正に管理するため、払い込みを翌日(金曜日及び休日分については休日明け)行うよう引き続き徹底を図りました。</p> <p>出張旅費における計算誤り(日当の減額調整漏れ)について、適正額を算出し平成19年4月25日差額分を返納する措置を講じました。</p> <p>今後、適正に事務処理を行うよう徹底しました。</p> <p>青谷地区環境保全協議会に対し、交付申請書や実績報告書の内容について、詳細な記載をするよう指導を図りました。</p>

<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">市民部 津リージョンプラザ</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>当施設は開館後19年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいため、平成17年度から「津リージョンプラザ施設及び設備の改修・更新3か年計画」に基づき整備に取り組まれているが、平成19年には、お城ホールの舞台照明及び音響設備の改修工事が実施されることから、工事期間中は、他の本市施設の利用案内など利用者への適切な対応に努められたい。</p> <p>なお、当年度末現在のお城ホールの利用率（利用日数／開館日数）は、71.1パーセントとなっているが、また、その使用料減免率（減免金額／減免前使用料）は31.1パーセントとなっており、リニューアル後は施設利用率の一層の向上に努められるとともに、指定管理者制度の導入をも含めた効率的な管理運営方法への見直しを検討されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>「工事期間中は、他の本市施設の利用案内など利用者への適切な対応に努められたい」については、工事期間中は市内の他施設を積極的に使用するようリージョンプラザ管理事務室来館者に対し周知するとともに、抽選会時や館内の貼紙などによっても周知を行いました。</p> <p>「施設利用率の一層の向上に努められるとともに」についてはリージョンプラザの案内表示板による利用向上のための掲示や、施設案内パンフレットの増刷を行うなどして、利用率の向上に努めております。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">健康福祉部 こども家庭課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>全国的に問題となっている保育所入所負担金の未納問題について、本市の未納額は約9,440万円（平成19年5月17日現在）となっているが、その未納原因を分析するとともに、徴収体制を確立し、悪質な滞納者に対しては滞納処分も視野に入れて、問題</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>滞納者別にリストを作成し、文書での督促通知や電話での催告や納付指導を行うなど措置を講じました。</p>

の解決に努められたい。	
監査対象部局等	健康福祉部 保健センター
<p>【監査の結果】</p> <p>中央保健センターにおいて、当年度の歳入に係る（社）津地区医師会への市有地賃貸料約93万円について、平成19年3月31日までに当該歳入の調定が行われていなかったため、法令及び津市会計規則の規定を踏まえ、必要な是正措置を講じるよう指導した。</p> <p>芸濃保健センターにおいて、同センター使用料の減免に当たり申請書の一部に不備があったため、津市保健センターの設置及び管理に関する条例（この項において「保健センター条例」という。）第8条に基づく減免申請理由の記載について指導した。</p> <p>安濃保健センターの使用許可に当たり、使用許可申請書への押印が求められていたが、保健センター条例及び同条例施行規則に基づき、申請者に手続上の過度の負担を求めることのないよう是正を指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>（社）津地区医師会への市有地賃貸料約93万円が、平成19年3月31日までに当該歳入の調定が行われていなかったことについて、調定処理を行うとともに、同会への請求事務の適正化を図りました。</p> <p>芸濃保健センターにおいて、使用料の減免に当たり申請書の一部に不備があったことについて、津市保健センターの設置及び管理に関する条例に基づき、減免申請理由の記載を行う旨の事務処理の統一を図りました。</p> <p>安濃保健センターの使用許可に当たり、使用許可申請書への押印が求められていたことについて、保健センター条例及び同条例施行規則に基づき、押印不要とする事務処理の統一を図りました。</p>
監査対象部局等	農林水産部 農林水産課
<p>【監査の結果】</p> <p>J A受託者部会負担金は実質的に助成金に当たることから、津市補助金等交付規則に定める補助金等交付申請書の提出をはじめ</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>平成19年度よりJ A受託者部会に対して、津市補助金等交付規則に基づく津市農業振興補助金交付要綱の「営農・生産団体育成補助金」として、適正な手続きのもと補</p>

<p>めとする適切な手続きを行うよう是正を指導した。</p> <p>津市農業振興地域整備計画の変更(農用地利用計画に係る農用地区域からの除外)に当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条第3項で準用する同条第1項は「農業協同組合」の意見聴取を、また同法施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項は「農業委員会」の意見聴取を義務付けていることから、同計画の変更に当たっては当該法規に基づくこれらの手続きを経て行うよう是正を指導した。</p>	<p>助金として支出するように処理を行いました。</p> <p>平成19年度より農業協同組合からの意見聴取を行うよう是正しました。また、農業委員会からの意見聴取についても平成20年度に予定しております大幅な見直しより実施することで協議に入っております。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>農林水産部 農業基盤整備課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>新池堤体に係る行政財産使用料の調定に漏れがあったことから、速やかに適正な処理を行うよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>新池堤体に係る行政財産使用料の調定に漏れがあったことについて、平成19年6月1日に過年度ため池堤体等使用料として調定するとともに、当該占用者に納付書の発行を行い、6月6日に納付されました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>農業委員会事務局</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>農地法第84条に定める小作地の所有状況を記載した書類の作成及び縦覧については、早期に実施されるよう指導した。</p> <p>農業委員視察研修において、旅費の計算誤りがあったため、必要</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>農地法84条に定める小作地の所有状況を記載した書類の作成及び縦覧を実施しました。</p> <p>旅費の過払いについて5月に戻入し、是正しました。</p>

<p>な是正を指導した。</p> <p>農地部会が2つあるが、法令に基づく許可処分については、一貫性が強く求められることから、適切な処分に努められたい。</p> <p>農業委員会等に関する法律施行規則第10条の趣旨に照らし、これを広く一般に知らせる措置を講じられたい。</p>	<p>法令に基づく許可処分について、委員全員による認識の共有を図るため研修会等を実施しました。</p> <p>津市農業委員会の農地部会は2部会制であることを津市ホームページ「農業委員会の概要」において第1・第2農地部会の区域を掲載し、一般に広く周知する措置を講じました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>都市計画部 都市管理課</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので適正に処理するよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>ご指導いただいた件につきまして、適正な処理をいたしました。</p>
<p>監査対象部局等</p>	<p>都市計画部 津駅前北部土地区画整理事務所</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>公共施設用地に係る行政財産使用料の納付期限を、津市会計規則に規定されたとおり（納入通知書の発行の日から15日以内）に定められていなかったもので指導した。</p> <p>土地区画整理審議会委員に対する費用弁償の支払いに漏れがあったので、適正に処理するよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>公共施設用地に係る行政財産使用料について、納付期限を納入通知書発行の日より15日以内に設定する措置をしました。</p> <p>土地区画整理審議会委員に対する費用弁償について、今後は適正な処理をいたします。</p>